

社会福祉法人明徳会行動計画

社会福祉法人 明徳会
令和 7 年 10 月 1 日

社会福祉法人明徳会では、「次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画」を掲げ、推進を行って参ります。明徳会の職員が、仕事と家庭を両立しながらその能力を発揮できるよう、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの 5 年間

2 目標及び対策

目標 1 妊娠中や出産後の職員に対し、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休業中及び育児休業中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供の体制を引き続き整備する。

対策 令和 7 年 10 月～ 明徳会の両立支援ガイドブックをもとに、制度についての情報提供を行う

目標 2 年次有給休暇が取得しやすい職場環境を構築し、取得日数を 1 人あたり平均 13 日以上とする。

対策 令和 7 年 10 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

平成 8 年 4 月～ 計画的な取得に向けて管理職を対象に研修を実施する

平成 8 年 10 月～ 職員に対し周知し、年次有給休暇の取得を支援する